

1. 条例における用語の定義の案

用語の定義は、用語の意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにするために置かれます。

条文案

(定義)

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

例1 (市民参加の推進に関する要綱より抜粋)

- (1) 市民参加 行政活動（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。）に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案することをいう。
- (2) 市民 稲沢市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 実施機関 市長その他市の執行機関をいう。
- (4) パブリックコメント手続 実施機関が、施策（事務及び事業を含む。以下同じ。）の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する市民からの意見の提出を受け、当該意見及びこれに対する市の機関の考え方を公表することをいう。

例2 (「例1」を一部修正し、これまでの条文案に用いられた用語を追加)

- (1) 市民参加 行政活動（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。）に関し、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (5) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。

例3 (「例2」以外の他市の条文に用いられた主な定義)

- (1) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する法律又は条例に基づき設置された附属機関及び実施機関が定める要綱等により設置された懇談会等をいう。

2. 条例における基本理念の案

基本理念は、市民参加の目標や進め方を明らかにするために置かれます。

条文案

(基本理念)

例1

第〇条 市民参加の推進は、市民一人ひとりが権利と役割を自覚し、積極的かつ主体的に生活に根付いた考えを市政にいかすことで市民自治を実現させることを基本理念として行われることとする。

例2

第〇条 市民と市が情報を共有すること、市政の企画立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進することを基本理念とする。

例3

第〇条 市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること、市が事業を実施する段階で市と市民が協働すること及び事業実施後における評価に市民の関与を求めることを基本理念として行われることとする。